

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

保安林に指定する予定である旨の通知  
道路の区域変更  
急傾斜地崩壊危険区域の指定

### 公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
大規模小売店舗の変更の届出に関する件  
保安林に指定する予定である旨の通知  
公共測量の実施

(治 山 課) 四一五<sup>ページ</sup>  
(道 路 維 持 課) 四一六  
(砂 防 課) 四一六

(環 境 生 活 政 策 課) 四一七  
(商 業 流 通 課) 四一七  
(治 山 課) 四一九  
(用 地 課) 四一九

## 告 示

第 二 千 二 百 八 十 三 号

平 成 二 十 三 年 九 月 十 六 日

( 金 曜 日 )

岐阜県告示第四百九十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所  
郡上市明宝畑佐字江古瀬一〇三三の五六、一〇三三の七五、一〇三三の七六、一〇三三の九二から一〇三三の九六まで
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐は、択伐による。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第四百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。  
なお、その関係図面は、平成二十三年九月十六日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	恵那線 八百津線	恵那市飯地町字下洞一九八番三地从先から	同市同町字同二〇八番四地先まで	前 六五 〇〇	後 八〇 〇〇	三〇〇 三〇〇	

岐阜県告示第四百九十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年九月十六日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	山王洞	区	域
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 高山市西之一色町 三丁目 一八七〇番四八 一号			

一八八三番四	二号
一八七〇番一	三号から五号まで
一八七〇番一〇	六号
一八七〇番一九	七号
一八七〇番七三	八号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四百九十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年九月十六日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	池田	区	域
次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 飛騨市河合町角川 字道上 一一八二番三 一号及び十六号 一一八四番 二号及び三号 一一九六番四 四号 一一九五番一 五号 一一六三番 六号 一一九二番一 七号 一一九九番一 八号 九一 九号から十一号まで 一〇六番三 十二号 一〇六番七 十三号 一四〇番二 十四号 一三六番八 十五号			

( 「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、古川土木事務所及び飛驒市役所に備え置いて縦覧に供する。 )

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十三年八月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人NSKスポーツ科学協会
- 三 代表者の氏名 榎本 直司
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市領下六丁目八五番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、社会一般に対して、技術者の科学研究、技術を活用し、スポーツ選手に対する保健ボランティア、高齢者、障害者に対する医療、福祉ボランティアの推進、障害者に対する企業の自立支援活動、清掃活動を通じ住みよいまちづくりに関する普及啓発活動を行い、技術保健、福祉及び医療、環境が調和されたシルバー社会とエコ社会の構築に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十三年九月二日
  - 二 届出者の氏名又は名称 合同会社西友
  - 三 建物の名称及び所在地 岐阜市西改田字若宮六一 外 西友改田店
  - 四 変更した事項 建物設置者の代表者の氏名  
(変更前) 合同会社西友 職務執行者 野田亨  
(変更後) 合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイス・デिकास
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
- 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。
- なお、その変更届出書等は平成二十三年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。
- また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

見書を提出することができる。

平成二十三年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年九月二日

二 届出者の氏名又は名称

工又・テイ・テイ都市開発株式会社

三 建物の名称及び所在地

西友岐阜華陽店

岐阜市五坪一 一〇 一〇 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友 職務執行者 野田亨

(変更後) 合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年九月二日

二 届出者の氏名又は名称

上新電機株式会社

合同会社西友

三 建物の名称及び所在地

西友多治見店・上新電機多治見店

多治見市上山町一丁目八番 外

四 変更した事項

建物設置者の代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友 職務執行者 野田亨

(変更後) 合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年九月二日

二 届出者の氏名又は名称

オリエンタル商事株式会社

三 建物の名称及び所在地

西友桜ヶ丘店

可児市桜ヶ丘六丁目七四 三番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友 職務執行者 野田亨

(変更後) 合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年九月十六日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び中濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年九月二日

二 届出者の氏名又は名称

フクタル株式会社

三 建物の名称及び所在地

ショッピングセンターひらおか

加茂郡八百津町八百津四二五〇番地の一

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 合同会社西友 職務執行者 野田亨

(変更後) 合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デिकास

保安林に指定する予定である旨の通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定による通知について、相手方の所在が不明であるので、同法第八十九条の規定によりその通知の内容を郡上市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を公示する。

平成二十三年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 所在が不明な相手方の登記簿上の住所及び氏名

郡上郡川合村初音四〇番地 保証責任川合信用販売購買利用組合

二 通知の要旨

平成二十三年九月十六日付け岐阜県告示第四百九十四号により、森林が保安林に指定される予定である。

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年九月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量(水準測量)

三 作業期間

平成二十三年十月一日から

同 二十四年三月十六日まで

四 作業地域

羽島市、海津市及び養老郡養老町

平成二十三年九月十六日発行

発行者  
所

岐阜県庁  
岐阜市数田南二丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ  
—  
ブイ・アール・テクノセンター